

令和 6 年 1 月 15 日

近畿税理士会 南支部

支部長 城垣 圭一郎 様

南税務署長

野原 久照



個人事業者等に対する源泉徴収義務の適正な履行に関する指導方について

初春の候、ますます御清祥のことと存じます。

平素は、税務行政の全般につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当署におきましては、源泉徴収制度の適正・円滑な運営を図り、もって納税者のこの制度に対する信頼をより一層高めるとともに、各種の施策を推進し、適正・公平な課税の実現に努めているところであります。

しかしながら、源泉徴収制度に関する知識が十分でないなどの理由により、源泉徴収が必要であるにもかかわらず源泉徴収されていない、あるいは源泉徴収した所得税及び復興特別所得税が期限内に納付されていないなど、源泉徴収義務を適正に履行していないといった方も見受けられるところであります。

つきましては、税の専門家として幅広く納税者に接しておられる税理士の皆様方におかれましては、これから個人事業者の方の確定申告期を迎えることから、関与先の納税者はもとより、機会あるごとに個人事業者等に対して適正な源泉徴収と期限内納付につきまして御指導を賜りたいと考えております。

貴支部におかれましては、従来から源泉徴収制度に対して多大なる御支援をいただいているところでありますが、施策の趣旨を十分御理解いただき、引き続き適正な源泉徴収及び期限内納付の指導方について、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。